

## 様式2

### 生産行程管理業務規程

作成日：平成27年6月1日

更新日：令和4年10月18日

#### 1. 作成者

住所（フリガナ）：(〒633-0001)

ナラケンサクラインオオアザミワ  
奈良県 桜井市 大字 三輪 334-6

名称（フリガナ）：ナラケンミワソウメンコウギョウキョウドウクミアイ  
奈良県 三輪 素麺 工業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 小西 幸夫

ウェブサイトのアドレス：<http://www.miwasoumen-kumiai.com>

#### 2. 農林水産物等の区分

区分名：第五類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：穀物類加工品類（そうめん類）

#### 3. 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：三輪素麺（ミワソウメン）、Miwa Somen

#### 4. 明細書の変更

奈良県三輪素麺工業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

#### 5. 明細書適合性の確認

##### (1) 原料の確認

小麦粉については、奈良県三輪素麺工業協同組合が一元的に管理しており、当該組合員からの申込を受けて、同組合が指定するランク別に適合した小麦粉を販売するとともに、その内容について販売管理システムに登録し、「小麦粉売上傳票の受領書」を印刷、保管する。また、毎年同組合が指定する生産開始時期より順次、同組合の理事長が指名する検査員が、同記録と照らし合わせて、当該組合員が規定の小麦粉と小麦粉以外の原料を使用しているか否かを生産現場で確認し、その結果を「生産工程及び規定小麦粉等使用確認表」に記録し、同組合にて保管する。

##### (2) 生産方法の確認

奈良県三輪素麺工業協同組合では、年1回以上、実施する組合員の製造工場の立入検査の際に、同組合の理事長が指名する検査員が、全工程が明細書6に従った生産が行われているかを確認する。なお、万一、生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、当該組合員に対して生産方法の改善に向けた具体的な指導を行う。その

結果を「生産工程及び規定小麦粉等使用確認表」に記録し、同組合にて保管する。

### (3) 最終製品の確認

奈良県三輪素麺工業協同組合は、当該組合員の工場、倉庫、その他の場所に、同組合の理事長が指名する検査員が出向いて、明細書6(3)の麺線に合致しているか否かについて、数点無作為にサンプルを抽出し、重さ10gの本数を手で数える検査を実施し確認する。当該組合員がその製品の検査を受けた結果、製品として合格したものについては、同検査員から組合員に検査合格証章を交付し、組合員が製品に添付する。なお、最終製品としてのタンパク質量9.5%以上の確認について、毎年1回、全組合員の中から1名以上を選定して麺線5束(1束50g)程度を抽出し、栄養成分分析機関に検査を委託し、その際に発行される検査報告書を同組合が確認し保管する。

## 6. 明細書適合性の指導

### (1) 生産方法について

奈良県三輪素麺工業協同組合は、明細書6に従った生産が実施されていない場合には、当該組合員に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、同組合は当該組合員について、小麦粉の配付を停止することもできるものとする。

### (2) 最終製品について

奈良県三輪素麺工業協同組合は、最終製品の基準を満たさない素麺については、地理的表示である「三輪素麺」および登録標章を付した状態で出荷しない。組合員自らが出荷する場合には、後述8記載の指導方法に基づき指導を行うとともに、出荷することを認めない。

## 7. 地理的表示等の使用の確認

(1) 奈良県三輪素麺工業協同組合は、前記5(3)の確認の際に、原料・生産方法・最終製品の各基準をいずれも満たし、検査合格証章が交付された製品にのみ、組合員が地理的表示である「三輪素麺」および登録標章を付しているか否かを確認する。一方、当該組合員が直接販売する製品については、当該組合員自身が地理的表示である「三輪素麺」および登録標章の使用実績を「三輪素麺証票及びG Iマーク在庫報告書」を、当該年の8月31日までに同組合宛に提出し、同組合が確認し保管する。

(2) 奈良県三輪素麺工業協同組合は、前記5(3)の確認の際に、以下の素麺があるか否かを確認する。

- ①原料・生産方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない素麺であるにもかかわらず、地理的表示である「三輪素麺」および登録標章が使用されている素麺
- ②地理的表示である「三輪素麺」のみが使用されている素麺
- ③登録標章のみが使用されている素麺

## 8. 地理的表示等の使用の指導

奈良県三輪素麺工業協同組合は、前記5（3）の確認及び「G I マーク使用報告書」の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、当該組合員に対し、警告を発し是正を求めるとともに、当該製品については返品することとする。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、同組合は当該組合員について、地理的表示である「三輪素麺」および登録標章の使用を禁止することもできるものとする。

- ① 原料・生産方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない素麺であるにもかかわらず、地理的表示である「三輪素麺」および登録標章を使用した場合
- ② 地理的表示である「三輪素麺」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

## 9. 実績報告書の作成等

奈良県三輪素麺工業協同組合は、9月1日から翌年8月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
  - ①奈良県三輪素麺工業協同組合から当該組合員への「素麺数量引受書」に基づき作成した「素麺数量引受書一覧表」
  - ②奈良県三輪素麺工業協同組合で保管する「小麦粉販売記録一覧表」、「生産工程及び規定小麦粉等使用確認一覧表」、「検査報告書」、「G I マーク使用記録一覧表」
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10. 実績報告書等の保存

奈良県三輪素麺工業協同組合は、農林水産省に提出した前記9の書類に加え、以下の書類を、同組合の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

「素麺数量引受書」、「小麦粉売上伝票の受領書」、「生産工程及び規定小麦粉等使用確認表」、「検査報告書」、「三輪素麺証票及びG I マーク在庫報告書」

## 11. 連絡先

